

木更津市地域防災計画

【資料編 2】

木更津市防災会議

地震・津波編附編
東海地震に係る周辺地域としての
対応計画

《目 次》

第1章 総 論	附-1
第1節 計画策定の趣旨	附-1
第2節 基本方針	附-2
第3節 今後の課題	附-2
第2章 防災機関の業務	附-3
第3章 事前の措置	附-8
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	附-8
第2節 事業所に対する指導、要請	附-10
第3節 広報及び教育	附-11
第4節 地震防災訓練	附-13
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	附-14
第1節 東海地震注意情報の伝達	附-14
第2節 活動体制の準備等	附-16
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	附-17
第4節 混乱防止の措置	附-18
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	附-19
第1節 活動体制	附-19
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	附-21
第3節 警備対策	附-24
第4節 水防・消防対策	附-25
第5節 公共輸送対策	附-26
第6節 交通対策	附-27
第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策	附-30
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	附-33
第9節 避難対策	附-35
第10節 救護救援・防疫・保健活動対策	附-36
第11節 その他の対策	附-37
第6章 市民等のとるべき措置	附-39
第1節 住民のとるべき措置	附-39
第2節 自主防災組織のとるべき措置	附-42
第3節 事業所のとるべき措置	附-43

第 1 章 総 論

第 1 節 計画策定の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成 13 年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度 6 弱以上又は発生 20 分以内に大津波が来襲する 8 都県 263 市町村（合併により平成 24 年 4 月現在 157 市町村）が強化地域として指定された。

木更津市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、木更津市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、木更津市地域防災計画地震・津波編の附編として本計画を策定する。

第2節 基本方針

1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、本計画書第2編 地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧計画」で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の木更津市の震度は、最も強い地域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

木更津市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、「木更津市地域防災計画 第2編 地震・津波編」の附編として位置づける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。今後、市民の防災意識調査、講習会等を通じて更に充実した計画としていくものとする。

第2章 防災機関の業務

1 木更津市

機関等の名称	事務又は業務の大綱
木更津市	<u>(1)</u> 木更津市防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する こと <u>(2)</u> 東海地震対策の連絡調整に関すること <u>(3)</u> 東海地震に係る予防、応急対策に関すること <u>(4)</u> 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること <u>(5)</u> 広報、教育、防災訓練に関すること <u>(6)</u> 消防、水防対策に関すること <u>(7)</u> 市が管理又は運営する施設対策に関すること <u>(8)</u> 例外措置としての住民避難に関すること

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
総務部	<u>(1)</u> 庁舎等の施設防災対策に関すること <u>(2)</u> 私立学校の指導に関すること
総合企画部	<u>(1)</u> 報道機関との連絡調整に関すること <u>(2)</u> 県民等に対する協力、広報活動に関すること <u>(3)</u> 飲料水の供給指導に関すること
防災危機管理部	<u>(1)</u> 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること <u>(2)</u> 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること <u>(3)</u> 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する こと <u>(4)</u> 通信その他施設整備に関すること <u>(5)</u> 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること
健康福祉部	<u>(1)</u> 社会福祉施設の保全に関すること <u>(2)</u> 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること <u>(3)</u> 災害救助に関すること <u>(4)</u> 医療救護に関すること <u>(5)</u> 医薬品等の確保、供給に関すること <u>(6)</u> 防疫及び保健衛生に関すること
環境生活部	<u>(1)</u> 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること <u>(2)</u> 環境大気及び公共用水域の監視に関すること <u>(3)</u> 地質環境保全及び監視に関すること
商工労働部	<u>(1)</u> 物資の確保及び調達に関すること <u>(2)</u> 商工業者、商工団体に対する指導に関すること <u>(3)</u> 金融機関の業務確保に関すること <u>(4)</u> 職業訓練施設の保全に関すること
農林水産部	<u>(1)</u> 農業施設の保全に関すること <u>(2)</u> 農業金融の指導に関すること <u>(3)</u> 非常食糧の確保に関すること <u>(4)</u> 農林業団体に対する指導に関すること <u>(5)</u> 林地、治山施設の保全に関すること <u>(6)</u> 漁業金融の指導に関すること <u>(7)</u> 漁業団体に対する指導に関すること <u>(8)</u> 農林水産部所属船舶の保全に関すること <u>(9)</u> 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること

第2章 防災機関の業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<u>(10)</u> 漁業無線による通信手段の確保に関すること <u>(11)</u> 漁業漁港施設の保全に関すること
県土整備部	<u>(1)</u> 道路及び橋梁の保全に関すること <u>(2)</u> 水防に関すること <u>(3)</u> 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること <u>(4)</u> 港湾施設の保全に関すること <u>(5)</u> 土木資材の確保に関すること <u>(6)</u> 県営住宅の保全に関すること <u>(7)</u> 建築物の防災に関すること <u>(8)</u> 宅地の防災に関すること <u>(9)</u> 下水道施設の保全に関すること
出納局	災害経費に関すること
企業局	<u>(1)</u> 県営水道施設の保全に関すること <u>(2)</u> 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること <u>(3)</u> 工業用水道施設の保全に関すること <u>(4)</u> 工業用水の供給、確保に関すること <u>(5)</u> 造成土地管理事業施設の保全に関すること
病院局	<u>(1)</u> 立病院の保全に関すること <u>(2)</u> 医療救護に関すること
教育庁	<u>(1)</u> 文教施設の保全に関すること <u>(2)</u> 公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること <u>(3)</u> 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること <u>(4)</u> 文化財の保護に関すること
警察本部	<u>(1)</u> 警備本部の設置、運営に関すること <u>(2)</u> 各種情報の収集、伝達に関すること <u>(3)</u> 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること <u>(4)</u> 交通の混乱等の防止に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<u>(1)</u> 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること <u>(2)</u> 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること <u>(3)</u> 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること <u>(4)</u> 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	<u>(1)</u> 災害時における国有財産の提供及び活用に関すること <u>(2)</u> 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関東農政局	<u>(1)</u> 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること <u>(2)</u> 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること <u>(3)</u> 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること
関東森林管理局	<u>(1)</u> 国有林野の保全に関すること <u>(2)</u> 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	<u>(1)</u> 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること <u>(2)</u> 商鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること <u>(3)</u> 被災中小企業の振興に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東東北 産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全の確保に関すること (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東運輸局	(1) 船舶による安全輸送の指導に関すること (2) 鉄道による安全輸送の指導に関すること (3) 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること
関東地方整備局	(1) 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること (2) 河川施設、道路施設の保全に関すること (3) 緊急輸送の確保助言に関すること
第三管区 海上保安本部	(1) 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること (2) 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること (3) 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること (4) 治安の維持、緊急輸送に関すること (5) 海難救助、流出油等の防除措置に関すること (6) 危険物の保安措置に関すること
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること
東京管区气象台 銚子地方气象台	(1) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること (2) 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること (3) 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
関東地方 環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

第2章 防災機関の業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する こと (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する こと

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1空挺団	(1) 県との連絡・調整に関すること (2) 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること (3) 災害時における救援活動の実施に関すること

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	(1) 鉄道施設の保全に関すること (2) 鉄道輸送の確保に関すること (3) 鉄道旅客の混乱防止に関すること
東日本電信電話(株) 千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
ソフトバンク(株)	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 医療救護に関すること (2) こころのケアに関すること (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること (4) 血液製剤の供給に関すること (5) 義援金の受付及び配分に関すること (6) その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 千葉放送局	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること (2) 放送施設の保全に関すること
東日本高速道路(株) 関東支社	(1) 東日本高速道路の保全に関すること (2) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関すること
東京電力パワーグリッド (株)	(1) 電力の需給に関すること (2) 電力施設等の保全に関すること
東京ガスネットワーク(株)	(1) ガスの供給に関すること (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること
日本貨物鉄道(株)	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)千葉県LPガス協会	(1) ガスの供給に関すること (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること
(公社)千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)千葉県薬剤師会	<u>(1)</u> 調剤業務及び医薬品の管理に関すること <u>(2)</u> 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること <u>(3)</u> 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会	<u>(1)</u> 医療救護活動に関すること <u>(2)</u> 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
(一社)千葉県バス協会	<u>(1)</u> 旅客輸送の確保に関すること <u>(2)</u> 人員の緊急輸送の確保に関すること
(一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	<u>(1)</u> 東海地震予知情報等の放送に関すること <u>(2)</u> 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	内 容
情報伝達手段の整備	<u>1</u> 防災行政無線の拡充整備 危機管理課は、住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する防災行政無線の整備拡充を図る。 <u>2</u> 他の通信施設の利用 危機管理課は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策	<u>1</u> 建築物の耐震診断・改修の実施 (1) 市有建築物については、耐震診断、耐震改修を実施する。 (2) 建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 <u>2</u> ブロック塀等の安全対策 ブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 <u>3</u> 外壁等の落下物防止対策 繁華街や商店街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。
道路・河川・地すべり等の対策	<u>1</u> 施設等の点検整備 (1) 市が管理する河川、漁港、道路、橋梁等の施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 (2) 備蓄資機材は備蓄土木課倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 <u>2</u> 地すべり等危険地域の把握 土木課、危機管理課、消防本部は、県と連携して、地すべり等の危険地域を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 <u>1</u> 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。 <u>2</u> 旅客の避難対策 駅長は、市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。 <u>3</u> 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。 <u>4</u> 食料、飲料水の調査 (1) 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 (2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。 <u>5</u> 復旧資機材の調査及び整備 (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

食糧確保の計画化	災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、市長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、農林水産課は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画の策定に努める。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	市立小中学校に対する指導 1 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 2 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は倒壊しないように固定する。 3 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 4 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 5 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 6 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。 一般病院、診療所、助産所等に対する指導 1 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 2 医薬品及び危険物等の安全対策 3 飲料水、薬品等の備蓄 4 発電機の整備 5 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 精神障がい者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導 1 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 2 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 3 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 社会福祉施設に対する指導 1 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 2 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 3 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項
消防本部	(1) 消防本部は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。 ア 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所 イ 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔予防規程〕 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

機 関 名	指 導 事 項
市	産業振興班は、食料および生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会、千葉県中小企業団体中央会および千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県LPガス協会に要請する。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広 報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 市における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

A 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

B 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

C 地震が発生した場合の本市域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

(ウ) 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災教育、「広報きさらづ」等の印刷物によるほか、必要に応じて防災行政無線により実施する。

2 教 育

(1) 市職員に対する教育

危機管理課は、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

第3章 事前の措置

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 市職員の果たすべき役割及び具体的に取るべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については危機管理課が実施するほか、必要に応じ各部、課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市立小中学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 市が実施する防災訓練

危機管理課は、上記1の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民、事業所が実施する訓練

危機管理課、消防本部は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

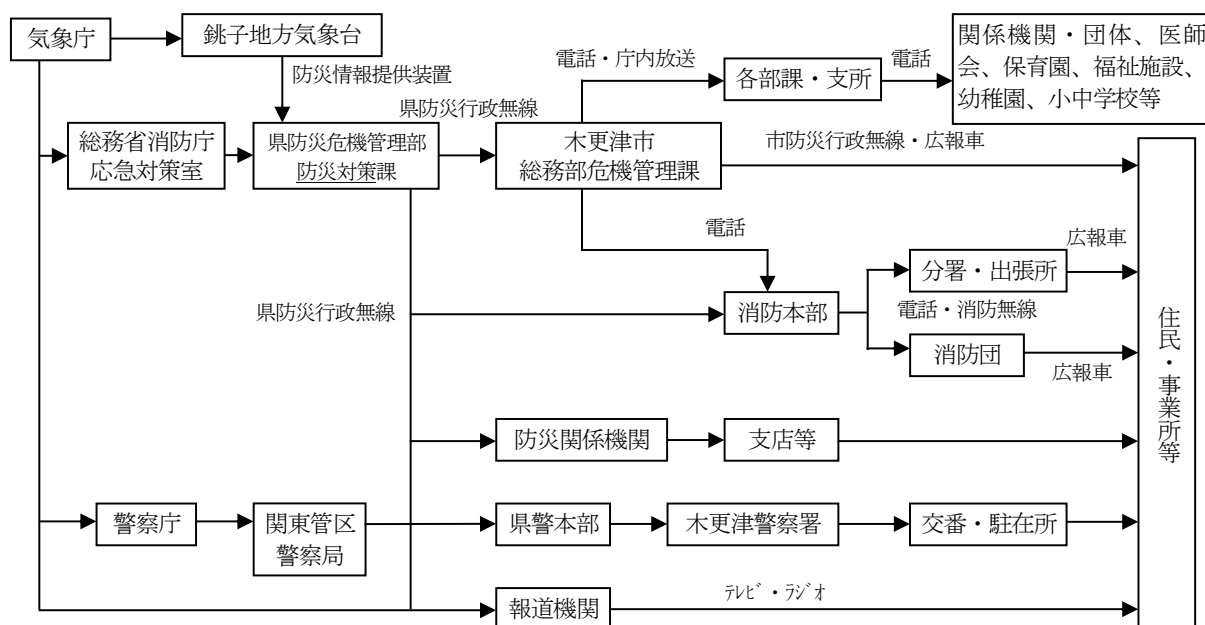
第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

■情報連絡経路



2 伝達体制

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
市教育委員会	教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を小・中学校及び出先機関に伝達する。
消防本部	消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防分署出張所及び消防団に伝達する。
県警察	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
その他各防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

東海地震注意情報が発表された場合、危機管理課は、警戒配備をとり必要な職員を動員し、災害対策本部の設置準備を進めるとともに、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 2 社会的混乱防止のため必要な措置
- 3 市町村、各防災機関との連絡調整

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれ予測される場合は、危機管理課は各防災機関と連携し、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 <u>1</u> 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 <u>2</u> 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 <u>3</u> その他必要な事項
県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 <u>1</u> 警戒警備等、必要な措置をとる。 <u>2</u> 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社	警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 <u>1</u> 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 <u>(1)</u> 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 <u>(2)</u> 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 <u>(3)</u> 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 <u>(4)</u> 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 <u>(5)</u> 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 <u>2</u> 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 <u>3</u> 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 <u>4</u> 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 <u>5</u> 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話株式会社千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 <u>1</u> 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 <u>2</u> 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように回線の混雑状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社NTTドコモ千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 <u>1</u> 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 <u>2</u> 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように回線の混雑状況に応じた利用制限を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

1 市の活動体制	本部班
2 防災関係機関の活動体制	防災関係機関

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部を設置し、第一配備体制をとる。

(2) 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- ア 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- イ 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- ウ 各防災関係機関との連絡調整
- エ 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- オ その他必要な事項

2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
木更津海上保安署	(1) 地震災害対策本部 第三管区海上保安部地震災害対策本部に関する規定により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 地震災害対策本部の組織及び運営は、前記規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること イ 対策本部船舶の運用に関すること ウ 関係機関との連絡及び協力に関すること
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

株式会社NTT ドコモ千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI株式会社	(1) 対策本部の設置 KDDI（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDDI（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前定める拠点に参集する。
東日本旅客鉄道株式会社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他の防災関係機関	(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

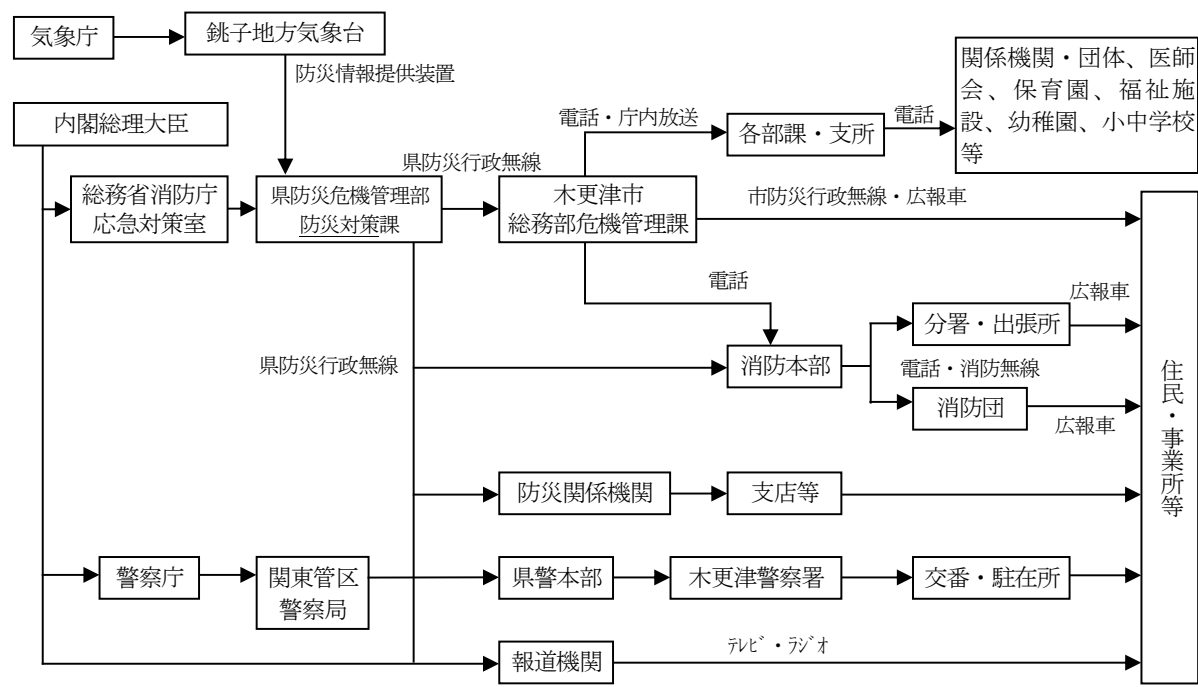
1 警戒宣言の伝達	本部班、各部・班
2 警戒宣言時の広報	本部班、企画班、シティプロモーション班、防災関係機関

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

情報連絡経路



(2) 伝達方法

- ア 本部班は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。休日又は退庁後においては、消防本部が県からの通報を受信し、本部班に伝達する。
- イ 各部・班は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- ウ 本部班は、住民に対して市防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

(3) 伝達事項

- 警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。
- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- イ 本市への影響予測
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他の必要事項

警戒宣言発令時の信号

警鐘	(5点)	(5点)
サイレン	(約45秒)	(約45秒)

- (ア) 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。
- (イ) 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に

広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

■警戒宣言時の広報

(1) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(2) 広報の実施方法

- ア 市防災行政無線による広報の実施
- イ 広報車による広報の実施
- ウ C A T V
- エ コミュニティFM
- オ 市ホームページ
- カ きさらづ安心・安全メール

第3節 警備対策

1 基本的な活動	木更津警察署
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	木更津警察署

木更津警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資器材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所
- (2) 広報
 - ア 広報内容
 - (ア) 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
 - イ 広報手段
 - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両
 - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - (ウ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

1 消防対策	消防部
2 水防対策	土木班、農林水産班、消防部、消防団

1 消防対策

消防部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 水防対策

土木班、農林水産班、消防部及び消防団は、次の対応措置を講ずる。

- (1) 水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関により管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置	東日本旅客鉄道(株)
2 バス、タクシー等の措置	日東交通(株)、小湊鉄道(株)、タクシー会社

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

- ア 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
- イ 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア 本社を通じて、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社に対して、運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うための報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 運転規制

警戒宣言が発令された時は、内房線、久留里線の運転規制は 45km/h とする。（＊館山～千倉駅間のみ 25km/h）

駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなど増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

また、旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

- ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

2 バス、タクシー等の措置

（一社）千葉県バス協会、（一社）千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 警察の対策	木更津警察署
2 道路管理者の対策	管理用地班、土木班、木更津警察署、県（君津土木事務所）、千葉国道事務所、東日本高速道路株式会社
3 海上交通対策	県（農林水産部）、木更津海上保安署

1 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
これらの交通対策の実施等によって生じる市内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者の対策

(1) 国土交通省関東地方整備局

ア 道路施設に関する対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。
- (イ) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

イ 道路交通対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。
- (イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。
- (ウ) 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕等を用いて行うものとする。
- (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制
警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

(2) 東日本高速道路株式会社関東支社

ア 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

- (ア) 東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。
- (イ) 他道路管理者の管理する道路

関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

ウ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

(ア) 道路

道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

(イ) 電気通信設備

地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

(ウ) 工事中箇所

工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

(3) 県

警戒宣言が発せられた場合、君津土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(4) 市

警戒宣言が発せられた場合、土木班は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、管理用地班は関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

3 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講ずる。

(1) 海上保安対策等

木更津海上保安署は、次の対策を講じる。

ア 海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに港湾関係団体に伝達する。

イ 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。

ウ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センターの機能を併用し、周知する。

エ 運行船舶に対しては、第三管区海上保安本部を通じ、航行警報の他、海の安全通報情報によって周知する。

オ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。

カ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。

キ 荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。

ク 着舷中の船舶に対し、離舷避難又は係留強化等の勧告等を行う。

ケ 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。

コ 工事作業等は、中止するよう指導する。

サ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

(2) 漁船対策

県は、次の対策を講じる。

ア 漁船漁業への指導内容

県農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。

(ア) 操業安全指導及び海域内における操業指導

イ 漁業無線局の措置

漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(ア) 非常用発電機の点検と始動待機

(イ) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知

(ウ) 空中線の点検、補強と切断対策の実施

(エ) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護含む。）

(オ) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策

1 上水道対策	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道対策	下水道推進班
3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス対策	東京ガスネットワーク(株)
5 通信対策	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)

1 上水道対策

(1) 基本方針

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 通常の供給が維持されていること

(イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

A 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

B 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。

C その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

(ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

イ 広報手段

(ア) 報道機関への放送依頼

(イ) 広報車等による広報

(ウ) 水道工事店の店頭掲示等

(エ) ホームページによる広報等

2 下水道対策

下水道推進班は、次の対策を実施する。

(1) 施設等の保安措置

ア 処理場及びポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、処理及び排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施し、応急資機材の点検、整備を行う。

イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずる。

(2) 危険物等に対する措置

ア 石油類等については、貯蔵タンク、燃料小出槽等の元バルブの閉鎖、タンクローリーによる貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

イ 次亜塩素酸については、貯蔵タンクの点検、次亜塩素酸の残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

3 電気対策

(1) 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

(3) 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(イ) 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること

(ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること

(エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと

(オ) その他必要な事項

イ 広報手段

(ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報

(イ) 広報車等による広報

4 ガス対策

(1) 防災体制

東京ガスネットワーク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制をとる。

(2) 施設等の保安措置

地震防災上、巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、巡視点検及び検査を行

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

う。工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

(3) 広報

需要家に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して広報の内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

5 通信対策

(1) 東日本電信電話株式会社千葉支店

警戒宣言の発令に当たり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

ア 要員の確保等

必要な要員を確保し、各営業支店は、災害対策本部と連携を密にする。

イ 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行う。工事中施設の安全措置をとる。

ウ 応急対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう回線の混雑状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

エ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えて頂くようお願いいたします。」

(2) 株式会社NTTドコモ千葉支店、KDDI株式会社

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

(ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(イ) 災害復旧用資機材、車両の確認

(ウ) 工事中施設等の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう回線の混雑状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校等対策	学校教育班、各学校、各幼稚園
2 病院対策	医療機関
3 社会福祉施設等対策	社会福祉施設等

1 学校等対策

学校教育班及び各学校、幼稚園の教職員は、警戒宣言が発せられた場合において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対応する。

(1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

(2) 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

【ア】学校等に残留し、保護する児童生徒等（上記ア、イ以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対応する。

【イ】保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。

【ウ】警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

【エ】校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

【オ】実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

【カ】地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

(1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

(2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。

(3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

(4) 入院患者の安全確保に万全を期す。

(5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

(6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。

(2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

- (3) 消火器の点検、緊急貯水等の出火防止を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資、救護運搬用具等の確保を行う。
- (5) 要保護者の引き渡し
- (6) 通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが進むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。
- (7) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知を行う。
- (8) 引き渡し方法は、あらかじめ保護者と十分な打ち合わせをして定め、防災訓練等を通じて検証を行う。
- (9) その他必要な事項

第9節 避難対策

1 避難対策	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班、公民館班
--------	--

1 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示の内容は、「地震・津波編第3章 第3節地震・火災避難計画」を参照のこと。

(1) 警戒宣言時の措置

- ア 避難指示
- イ 避難所の確認
- ウ 情報伝達体制の確認
- エ 関係機関に対する避難所開設の通知
- オ 避難所への職員派遣
- カ 要配慮者に対する支援
- キ 給食、給水措置
- ク 生活必需物資の給与
- ケ 避難対象地区の防火・防犯パトロール

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ア 避難対象地区の選定
- イ 避難所の指定
- ウ 避難指示体制の確立
- エ 情報伝達体制の確立
- オ 要配慮者に対する介護体制の確立
- カ 住民に対する周知

第10節 救護救援・防疫・保健活動対策

1 救護救援対策	健康推進班
2 防疫対策（消毒活動）	環境衛生班
3 保健活動対策	健康推進班

1 救護救援対策

健康推進班は、救護救援・保健活動対策について、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。また、健康推進班は、君津木更津医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

2 防疫対策（消毒活動）

環境衛生班は、君津健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- （1）防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- （2）災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動対策

健康推進班は、救護救援・保健活動対策について、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。また、健康推進班は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- （1）平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・妊産婦等のリスト等について把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、妊産婦等の状況の把握等情報収集を行う。妊産婦等の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- （2）避難者の健康管理及び避難行動要支援者の支援を行う。
- （3）保健師・栄養士等の派遣の必要性について検討し、必要時は、君津健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品の確保	市民班、健康推進班
2 緊急輸送の実施準備	管財班
3 市が管理、運営する施設対策	生涯学習班
4 その他	市民税班、資産税班、収税対策班、県（君津健康福祉センター）

1 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

（1）食料の確保

市民班は、協定業者等に対して、在庫確認及び供給準備をとるよう要請する。

（2）医薬品の確保

健康推進班は、君津木更津薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

市及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

（1）緊急輸送車両の確保

管財班は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

（2）緊急通行車両の確認

「震災編第3章 第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策」による。

（3）関係団体による協力

管財班は、輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。このため、教育部各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

4 その他

（1）市税等の申告、納付等に関する措置

市民税班、資産税班及び収税対策班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、市税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

（2）危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

ア 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。

イ 動物が施設から逃走したときは、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

その他必要な措置を講ずる。

第6章 市民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<u>1</u> 家や塀の耐震化を促進する。 (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 <u>2</u> 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 <u>3</u> 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 <u>4</u> 消火器、消火用水の準備をする。 (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 <u>5</u> 非常用飲料水、食料の準備をする。 (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分 約2～3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 <u>6</u> 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 <u>7</u> 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 <u>8</u> 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 <u>9</u> 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第6章 市民等のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<u>10</u> 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 <u>11</u> 家族で対応措置の話し合いをする。 (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 <u>12</u> 自主防災組織に積極的に参加する。 <u>13</u> 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<u>1</u> テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 <u>2</u> 電話の使用を自粛する。 <u>3</u> 自家用車の利用を自粛する。 <u>4</u> 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 <u>5</u> 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<u>1</u> 警戒宣言情報を入手する。 (1) 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防署等防災関係機関の関連情報に注意する。 <u>2</u> 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 <u>3</u> 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 (1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 <u>4</u> 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 <u>5</u> ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 <u>6</u> 非常用飲料水、食料を確認する。 <u>7</u> 救急医薬品を確認する。 <u>8</u> 生活必需品を確認する。 <u>9</u> 防災用品を確認する。 <u>10</u> 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 <u>11</u> 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 <u>12</u> 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。 (1) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 <u>13</u> エレベーターの使用をさける。 <u>14</u> 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。

区 分	と る べ き 措 置
	<u>15</u> 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<u>1</u> 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 <u>2</u> 防災知識の普及活動を行う。 (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 <u>3</u> 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 <u>4</u> 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 <u>5</u> 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 <u>6</u> 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<u>1</u> テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 <u>2</u> 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<u>1</u> 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 <u>2</u> 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 <u>3</u> 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 <u>4</u> 防災資機材等を確認する。 <u>5</u> 児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。 <u>6</u> 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者(消防法で言う防火管理者にあたるもの)を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 <u>1</u> 自衛防災体制の確立 (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 <u>2</u> 教育及び広報活動 (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 <u>3</u> 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 <u>4</u> 危険防止対策 (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 <u>5</u> 出火防止対策 (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 <u>6</u> 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 <u>7</u> 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<u>1</u> テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 <u>2</u> 自衛防災体制を準備、確認する。 <u>3</u> 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 <u>4</u> その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<u>1</u> 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 <u>2</u> 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 <u>3</u> 危険防止措置を確認する。 (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 <u>4</u> 出火防止措置を確認する。

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。